

足寄町農業委員会  
第17回総会会議録

自 令和 8 年 7 月 2 9 日

至 令和8年7月29日

足寄町農業委員会

令和8年7月29日 第17回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時44分

1 出席委員

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 伊藤 力  | 2番 兼古 照夫 | 3番 上妻 良一  |
| 4番 佐藤 伸哉 | 6番 人見 華代 | 8番 (欠番)   |
| 9番 葛西 香織 | 10番 (欠番) | 11番 大平 哲信 |

2 欠席委員

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 5番 餌取 靖徳 | 7番 遠國 和宏 | 12番 松田 博幸 |
|----------|----------|-----------|

3 議事に参与するもの

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局 長  | 野田 誠  |
| 事務局 次長 | 留田 篤史 |
| 総務 主任  | 小尾 直一 |

○議事日程

|       |                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定について                                                        |
| 日程第 2 | 会議録署名委員の指名について                                                   |
| 日程第 3 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について                           |
| 日程第 4 | 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について                               |
| 日程第 5 | 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について                                  |
| 日程第 6 | 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 7 | 議案第4号 土地の現況証明書下付について                                             |

# 第 17 回農業委員会総会

令和 8 年 7 月 29 日

開会 午後 1 時 30 分

## (開 会)

○議長 ただいまから、令和 8 年度第 17 回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、5 番餌取靖徳委員、7 番遠國和宏委員、12 番松田博幸委員が欠席です。

## (会期の決定)

○議長 「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定します。

## (署名委員の指名)

○議長 「会議録署名委員の指名について」を議題とします。足寄町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2 番 兼古照夫委員、3 番 上妻良一委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

## (報告第 1 号)

○議長 「報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地

の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1 番を説明します。本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 8 年 4 月 28 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2 番を説明します。本件は、母の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 8 年 5 月 4 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件について、ただいま事務局長の説明のとおりです。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、これで報告済みとします。

## (議案第 1 号)

○議長 「議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和8年6月25日で、土地の引渡期日も令和8年6月25日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和8年6月25日で、土地の引渡期日も令和8年6月25日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長説明のとおりです。

1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決しま

す。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

次に、2番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって2番については、原案のとおり決定します。

#### (議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾49番2ほか9筆の計10筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野で、現況は畑、採草放牧地、牧場です。

面積につきましては、114,076㎡の内、畑が73,423㎡、採草放牧地が23,565㎡、牧場が16,392㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、離農により所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては経

営規模拡大のため取得するものです。

申請によりますと、売買金額は  
円、10アール当たり  
円となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

3番、上妻良一現地調査委員長。

○上妻現地調査委員長 1番について、7月9日、私と人見委員、大平委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

### (議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請につ

いて、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画案に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、土地売買等事業による即売りタイプです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾49番14ほか7筆の計8筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、46,501㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額は、円、10アール当たり円で、支払方法等は、記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

2番につきましては、兼古照夫委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後1時37分 休憩

兼古委員退室

午後1時38分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。2番を説明します。

事務局長。

○事務局長 2番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上利別360番2の1筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、76,410㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この賃貸借は適法と判

断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。2番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって2番については、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後1時39分 休憩

兼古委員入室

午後1時40分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。3番を説明します。

事務局長。

○事務局長 3番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾5番4-1ほか3筆、及び螺湾本町5番5-1の1筆の計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑及び雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、66,570㎡の内45,129㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を

すべて満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。3番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、3番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって3番については、原案のとおり決定します。

議案第3号の1番から3番につきまして、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告をおこないます。

#### (議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛184番38ほか5筆の計6筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長

から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、上妻良一現地調査委員長。

○上妻現地調査委員長 本件は、7月9日、私と人見委員、大平委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

#### (閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和8年度第17回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時44分 閉会

第17回総会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

議長 大平 哲信

農業委員 上妻 良一

農業委員 兼古 照夫